

〈ファミリーライフクラブ 会員特別割引特典〉ご家族全員が登録され、いつでも、何回でも、多彩なサービスをご利用いただけます。

日常生活	50歳からの生活支援	お葬儀	お葬儀後の総合支援
生花・お花のギフト……………20%割引 ギフト・お贈答品……………10～20%割引 衣・靴……………5～30%割引 仕出しお料理……………10%割引 引越しのご紹介……………20%割引 結婚式場……………会員特別割引 レストラン・ホテル……………会員特別割引 メンバース・カルチャー……………会員特別割引 ペット葬のご紹介……………会員特別割引 ※葬儀料金の20%割引。一部霊園につきましては20%相当をお見舞金としてお届けいたします。	患者移送サービス…ケアチャージ50%割引 在宅療養機器・介護用品…10～25%割引 在宅介護のご相談……………ご相談無料 身の回りのお世話・お手伝い…10%割引 遺言書作成のお手伝い……………会員特別割引 見守り支援サービス……………会員特別割引 写真撮影……………会員特別割引 有料老人ホームのご紹介……………会員特別割引 人間ドック……………会員特別割引 がん検診のご紹介……………会員特別割引	お葬儀…当社一般葬儀基本価格の50%割引 ご覆棺……………50%割引 生花・花輪(弔事用)……………20%割引 ご紹介葬儀式場使用料…5～10%割引 お香返し・ご返礼品のお手配…5～30%割引 貸衣装……………10～20%割引 仕出しお料理……………10%割引 創作骨董……………30%割引 『セレモピアノ』……………ご相談無料	仏壇・仏具・神具……………10～35%割引 お位牌……………10～20%割引 年金のご相談……………ご相談無料 法律相談……………会員特別割引 相続登記のお手伝い……………20%割引 遺産整理・相続申告のお手伝い……………20%割引 霊園・石材店のご紹介……………会員特別割引 ご遺品整理のお手伝い……………10%割引 お仏壇クリーニング……………20%割引 墓石クリーニング……………20%割引

ファミリーライフクラブ会員規約

第1条 名称
 本会は「セレモア」(以下「主宰者」という)が主宰する「ファミリーライフクラブ」と称します。

第2条 所在地
 本会の総本部は、立川市柏町1-26-4におきます。

第3条 目的
 本会は、会員の家庭生活の利便の提供と安心生活を目的とし、主宰者及び主宰者の提携先が各種支援サービス(以下「諸サービス」という。)を提供するものとし、尚、今後追加するサービスを含むものとします。

第4条 本会員
 入会申込者が本会の趣旨、規約を承認のうえ、所定の手続きを完了し、本会が本会員として承認したときに、主宰者との間で会員契約が成立し本会員となるものとします。尚、入会申込者は、原則として世帯主とします。

第5条 登録会員
 入会申込者が入会申し込みを際し、入会申込者の一親等以内の方、及び同居の親族を会員登録として記載した場合は、登録会員となるものとします。

第6条 入会手続き及び本会員の権利の継承
 入会申込者は入会申込書に所定の事項を記載し、本会に入会金(ファミリーライフクラブの入会金50,000円のところご契約団体の皆様は45,000円)を納付して入会手続きを行うものとします。

本会員が本会員の権利の継承を希望するとき、または本会員が死亡したときは、本会員の権利は登録会員のうち原則として、配偶者もしくは一親等の登録会員に限り無料で継承することができるとします。

第7条 会員証
 本会は、本会員に対し所定の手続き完了後、本会の会員資格証明として会員証を発行し交付するものとします。

第8条 諸サービスの利用
 1-本会員及び登録会員は、本会が提供する諸サービスについてご利用時に会員証(会員番号)を明示することにより、利用することができます。尚、利用回数については限定されません。但し、患者移送の無料乗車の権利の行使については一回限りとします。
 2-本会員は、登録会員の諸サービスの利用による一切の支払いについて責任を負うものとします。

第9条 利用料金及び見舞金
 1-本会の諸サービスの利用料金については、利用時にその都度お支払いください。
 2-本会員もしくは登録会員が死亡し、本会の主宰者がその葬儀を執行した場合、本会は、葬儀執行契約をした施主に30,000円の見舞金をお支払いするものとします。但し、パッケージ葬儀プランは除きます。

第10条 会員契約の解除
 本会員及び登録会員が次の各号の1つに該当する場合、当然に会員契約が解除されます。
 1-本会員もしくは登録会員が本規約に違反した時。
 2-本会の諸サービス利用料金の支払いを指定日より延滞した時。
 3-本会の名誉、信用を損ない、または秩序を乱した時。
 4-その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった時。

第11条 退会
 1-本会員が退会を希望される場合は、所定の手続きを行うものとします。
 2-入会金は、退会の場合も含めて返却いたしません。
 3-本会員が会員としての権利を喪失した時は、同時に登録会員も当然にその資格を喪失します。

第12条 事故の責任
 本会員もしくは登録会員が会員規約に基づくサービスを受けている際に突発的な体調急変などにより事故があった場合、本会はその責任を負わないものとします。

第13条 個人情報の利用目的
 本会は、第3条の目的に沿って本会を運営するため、本会員及び登録会員の個人情報を本会の諸サービス、冠婚葬祭及び福祉関連等のサービスや商品の提供・情報提供、社内業務処理等の業務に利用します。

第14条 住所変更などの通知
 本会員は住所、電話番号、家族構成等に変更があった場合には、直ちに届け出るものとします。尚、本会は本会員がこの届け出を怠った場合に生じた諸サービスを受ける権利の喪失について、一切の責任を負わないものとします。

第15条 本規約の改正
 本規約の改正、並びに本規約の定めのない事項については、主宰者がこれを定めます。

第16条 クリーニングオフの規定について
 入会申込者は入会申込をした日を含む8日間は、第17条に規定する「お問い合わせ・ご相談窓口」宛書面にて通知することによりこの加入申込の撤回を行うことができ、その効力は書面(ハガキ・封書)を発送した時から生じます。この場合、入会申込者には一切費用の負担はなく、またすでに支払いされている入会金等は遡りなく金額をお返しします。

第17条 お問い合わせ・ご相談窓口
 この契約についてのお問い合わせ、ご相談等は次の場所で行っております。

株式会社 セレモア
 ファミリーライフクラブ事務局
 総本部 ☎0120-570-111
 平成 28 年 8 月 1 日現在



●入会申込書 ご記入の上、FAXまたはご郵送にてお申し込みください。

FAX先 0120-56-1121 **ご郵送先** 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-19-7 株式会社セレモア ファミリーライフクラブ事務局 行

ファミリーライフクラブ事務局 行 会員規約を承諾のうえ、入会を申し込みます。(☑印をお願いいたします)

本会員 (申込者)	お名前	フリガナ 様	ご捺印 (印)	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	性別 男・女	電話番号 ()	携帯電話 ()			
	ご住所	フリガナ 〒				勤務先 フリガナ 会社・団体名 部署名				
e-mail										
氏 名		続柄	生年月日	性別	氏 名			続柄	生年月日	性別
会員登録者	フリガナ 様		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	会員登録者	フリガナ 様		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	フリガナ 様		明・大・昭・平 年 月 日	男・女		フリガナ 様		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	フリガナ 様		明・大・昭・平 年 月 日	男・女		フリガナ 様		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	

入会金 ご契約団体の皆様限り **45,000円** お支払い方法 現金にてお支払い クレジットカード お振込み(みずほ銀行 三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行)

【お振込先】
 みずほ銀行 新宿新都心支店 普通預金 3428096 [(株)セレモア]
 三井住友銀行 立川支店 普通預金 3954203 [(株)セレモア]
 三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 0877552 [(株)セレモア]

※振込手数料につきましてはお客様のご負担にてお願い申し上げます。

平成 年 月 日

ご入会プレゼント ①VJAギフトカード 5千円分 ②コシヒカリ 5kg

セレモア 使用欄 H28.10/1 ~ 11/30

あおき よしひろ
気象庁生協担当: 青木 良泰

VISA付 会員証 希望 する しない

※1.ご希望の方には、別途入会申込書を郵送致します。
 ※2.平成29年1月15日までに申し込みされた方に限り、カード発行後にギフトカード5千円分をお送り致します。